

「スーパーシティ型国家戦略特別区域の区域指定に関する専門調査会」の設置等について

令和 2 年 12 月 21 日
国家戦略特別区域諮問会議

- 1 国家戦略特別区域諮問会議令（以下、「諮問会議令」という。）第 2 条第 1 項に基づき、国家戦略特別区域諮問会議に、スーパーシティ型国家戦略特別区域の区域指定に関する専門調査会（以下、「専門調査会」という。）を設置する。
- 2 専門調査会は、スーパーシティ型国家戦略特別区域の区域指定に関する調査・検討を行い、国家戦略特別区域諮問会議に報告する。
(主な調査・検討事項)
 - ・ 地方公共団体からの区域指定に係る提案に関する調査
 - ・ 国家戦略特別区域基本方針（平成 26 年 2 月 25 日閣議決定）第三 1. ③「国家戦略特区の指定基準」に従った「区域指定の原案」の検討
- 3 諮問会議令第 1 条第 1 項に基づき、国家戦略特別区域諮問会議に、上記に関する調査・検討を行う専門委員を置くことにつき、内閣総理大臣に意見具申する。